

第3章 原動機付自転車の保安基準の細目

第2節 特定小型原動機付自転車の保安基準の細目

第2款 型式認定特定小型原動機付自転車等以外の特定小型原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするものの保安基準の細目

第300条 この款の規定は、型式認定特定小型原動機付自転車及び適合通知を受けた型式の特定小型原動機付自転車以外の特定小型原動機付自転車を新たに運行の用に供しようとする場合に適用する。

2 この款の規定については、適用関係告示でその適用関係の整理のため必要な事項を定めることができる。